

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」開催概要

資料3

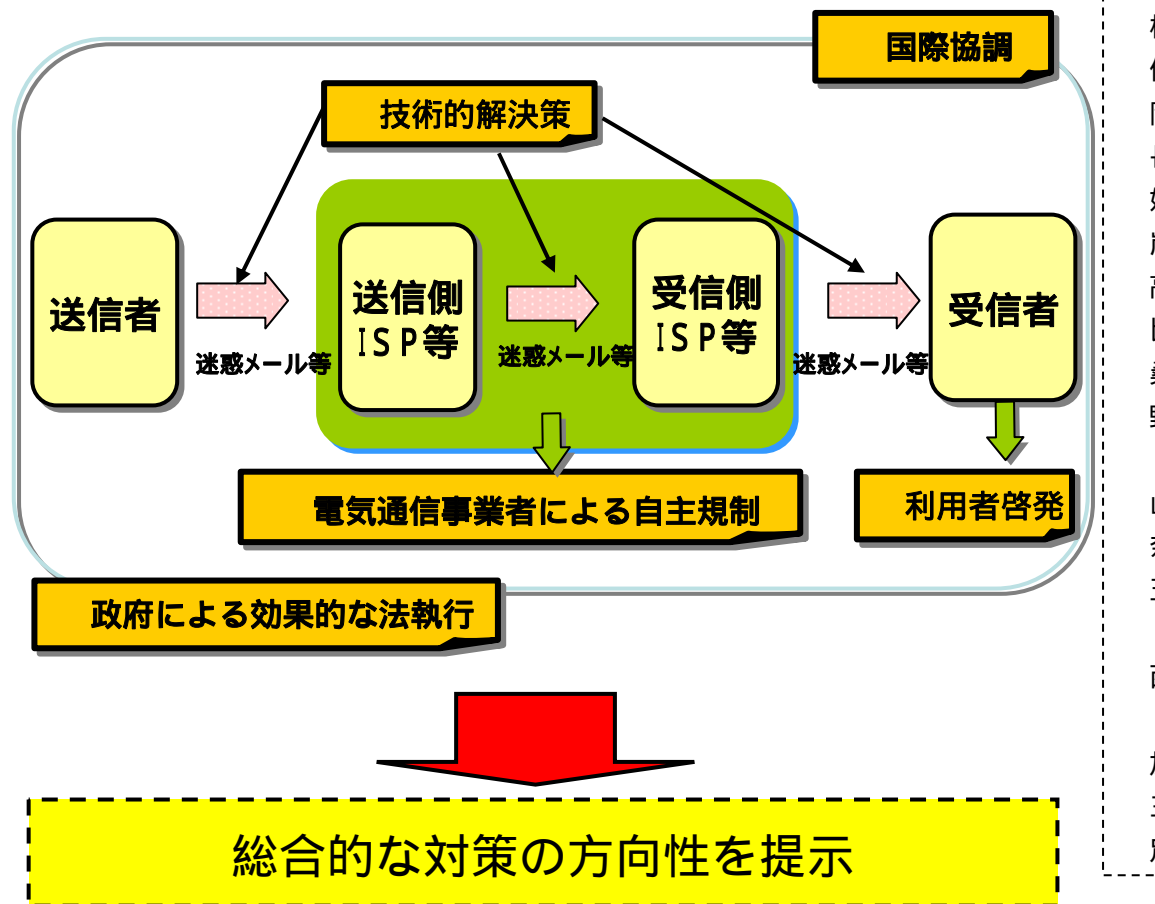
平成16年10月7日第1回開催

平成16年12月24日「中間とりまとめ」公表 < 法改正へ(平成17年5月13日改正法成立) >

平成17年6月中旬 「最終報告書案」パブリックコメント募集(予定)

平成17年7月中旬 第9回(最終会合)開催 「最終報告書」公表(予定)

【検討の全体像】



構成員

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 新美 育文 | 明治大学 法学部教授 |
| 松本 恒雄 | 一橋大学大学院 法学研究科教授 |
| 佐伯 仁志 | 東京大学大学院 法学政治学研究科教授 |
| 岡村 久道 | 弁護士 |
| 長田 三紀 | 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長 |
| 好光 陽子 | 国民生活センター 相談部調査役 |
| 岸原 孝昌 | モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長 |
| 高橋 徹 | (財)インターネット協会 副理事長 |
| 比留川 実 | (社)電気通信事業者協会 専務理事 |
| 桑子 博行 | (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長 |
| 野口 尚志 | (社)日本インターネットプロバイダー協会 理事 行政法律部
会副部長 |
| 山川 隆 | (株)NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長 |
| 奈良谷 弘 | KDDI(株)au事業本部 au事業企画本部 本部長 |
| 五十嵐 善夫 | ボーダフォン(株)法務・渉外本部 常務執行役 法務・渉外本
部長 |
| 西郷 英敏 | NTTコミュニケーションズ(株)ブロードバンドIP事業
部 事業部長 |
| 加藤 雄一 | ニフティ(株)常務取締役インターネットビジネス本部長 |
| 三膳 孝通 | (株)インターネットイニシアティブ取締役 戦略企画部長 |
| 別所 直哉 | ヤフー(株)法務部長 |

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」最終報告書案（主なポイント）

1．政府による効果的な法執行

直罰規定の導入等を内容とする改正特定電子メール法(17年5月13日成立)の効果的な執行のため、

- ・ 警察庁や経済産業省など関係省庁との連携強化
- ・ 迷惑メール相談センターの認知度の向上及び情報の有効活用 等

が必要。

2．電気通信事業者による自主規制

事業者による役務提供拒否については、具体的事例の積み上げにより適切な判断が可能に。
ISPによる利用停止措置等を促す「迷惑メール追放支援プロジェクト」(17年2月～)については、より実効性を高めるため、随時見直しを行うべき。

3．技術的解決策

「送信ドメイン認証技術」については、世界各国での導入状況を踏まえつつ、他業界との連携も図りながら業界全体の課題として取組を進めていくことが必要。
25番ポートブロックやレピュテーションといった新たな技術やフィルタリングの高機能化・高精度化等については、今後の更なる進展・普及が期待。

4．利用者啓発

事業者と消費者団体等が連携して、初心者向けに電子メールの基本的な仕組みやフィルタリングの設定方法等に関するアドバイスを行う講習会等の開催が有効。

5．国際協調

4月に合意した多国間MoU(覚書)等を踏まえ、中国、韓国等アジア地域の国々、米国を始めとする欧米諸国との一層の国際協調(政府間、民間事業者間、官民間)が必要。